

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年2月18日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：アフリカ地域（広域）アフリカの健康課題解決に向けた保健投資・共創促進に係る情報収集確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称 : アフリカ地域 (広域) アフリカの健康課題解決に向けた保健投資・共創促進に係る情報収集確認調査  
(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号 : 25a00907

## 【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2. 「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 2 月 18 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域（広域）アフリカの健康課題解決に向けた保健投資・共創促進に係る情報収集確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年4月～2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定<sup>2</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年11月頃

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 保健第一グループ

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 2月 24日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 2月 25日 12時まで
3	質問への回答	2026年 3月 2日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年 3月 6日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年 3月 19日 10時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記 2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/JmvyMS7jw6>

注 1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

### (2) 回答方法

上記 2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記 2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記 2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

#### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第 3 章 4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第 3 章 4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と 2) ~ 3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

#### (3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

#### (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### 2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシ

ニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

#### （3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

COVID-19 パンデミックやアフリカにおける感染症のアウトブレイクをふまえ、アフリカ地域において、健康危機対応の重要性は高まっている。COVID-19 のパンデミックでは、各国の保健システムの脆弱性、関係する機関間の連携不足、大規模で迅速な資金動員の限界、ワクチンなどへアクセスの不平等など多くの課題が露呈し、将来のパンデミックに対して、各国の保健システム強化を通じた平時からの公衆衛生危機に対する予防・備え・対応（Prevention, Preparedness, Response : PPR）の強化が必要であることが明らかとなった。そのような課題に対し、ワクチン含む医薬品等のアクセス改善のため、アフリカ疾病予防管理センター（アフリカ CDC）や2025年に正式発足したアフリカ医薬品庁（African Medicines Agency : AMA）などのアフリカ地域機関や国際機関、支援団体が連携し、アフリカにおける研究開発促進、医薬品の域内生産能力の向上、共同調達の仕組みの構築、医薬品規制の整合化に向けた取り組みが加速している。

また、アフリカの健康課題解決に向けて、医薬品・医療機器の開発、製造、普及においては民間企業の果たす役割が大きく、日本とアフリカの民間企業による保健分野の投資ならびに共創を促進することが重要である。2025年8月に行われた TICAD9 において、日本政府は、UHC 推進と感染症対策・健康危機対応の2つの柱の取組を掲げると同時に、「アフリカ保健投資促進パッケージ」を立ち上げ、アフリカの保健分野エコシステムへの長期的な投資を促進することを打ち出している。また JICA はグローバルアジェンダ「保健医療」において、より強靱・公平・持続可能な UHC の達成を目的とし、平時からの公衆衛生危機に対する予防・備え・対応の強化や各国での保健システム強化を図るため、4つのクラスターを設定している。その中で、これまで JICA 事業を通じて強化してきた各国中核研究所をコアとし、日本の感染症研究機関や大学などと適切なネットワークを形成しつつ、先端的な技術を持つ日本の民間企業な

どを巻き込んでいくこと、ワクチンや新規検査・治療薬の開発・普及、早期診断技術・試薬の開発・普及等、企業等との連携を積極的に模索することとしている。

## 第2条 調査の目的と範囲

### (1) 目的

本調査は、アフリカにおける健康課題の解決に向け、特に健康危機対応、医薬品研究開発、域内製造強化に関する情報収集・分析、および情報収集結果に基づき共創を促進するための提言を取りまとめることを目的とする。また、日本とアフリカの民間企業による保健分野投資状況を分析し、連携推進体制を強化するとともに、本分野での今後の協力・共創可能性に関する提言を取りまとめることとする。

### (2) 調査対象地域・国

アフリカ地域を対象とする。重点対象国は、ケニア、ガーナ、セネガル、エジプト、南アフリカ、さらにエチオピア（アフリカ CDC）、ルワンダ（アフリカ医薬品庁）とする。うち、現地調査対象国はガーナ、ケニア、セネガルの3か国を想定する。

## 第3条 調査実施の留意事項

### (1) 調査スコープ

医薬品については、治療薬・診断薬・ワクチンを含む。感染症関連医薬品に加えて、非感染性疾患医薬品もスコープに含むこととする。また調査の内容（4）の日本・アフリカ企業の保健医療分野投資状況・課題に係る情報収集・分析については、医療製品（消耗品含む）および医療機器（特に検査診断機器を想定）もスコープに含むこととする。

### (2) 現地リソースの活用<sup>3</sup>

アフリカ地域機関（アフリカ CDC、アフリカ医薬品庁など）や各国の情報収集・分析にあたり、現地の情報を効率的・効果的に収集するため、在アフリカ人材等の現地ローカルリソースを積極的に活用すること。

<sup>3</sup> 本邦で入手できる情報には限界があり、現地人材を通じた情報収集が効率的・効果的であると考えられる。現地リソースの効果的な活用方法について、プロポーザルにて提案すること。

### （３）試行活動と調査プロセス

本調査では、調査を通じて収集分析した情報を基に、アフリカ CDC との協働に係る試行的活動、日本・アフリカ企業による保健投資促進・連携推進体制の構築に係る試行的活動を予定している。本調査の各段階では、調査分析及び試行的活動の実施方針等について発注者と十分に協議をおこなうとともに、発注者が協力を依頼する外部関係機関（JIHS、関係省庁等）の意見も十分聴取し調査に反映させること。なお、各段階において、発注者側関係者や外部関係機関が出席する会議を行い、試行的活動に係る調整を行うこととし、会議開催にあたっては、会議日程やツールの調整・設定、議事録案の作成を含む会議運営業務も支援すること。

## 第４条 調査の内容

### （１）アフリカにおける健康危機対応に関する調査<sup>4</sup>

１）アフリカにおける健康危機対応、健康危機対応医薬品（MCM）アクセス改善に関する地域機関（アフリカ連合、アフリカ CDC、アフリカ医薬品庁（AMA）、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA））、国際機関および他の開発パートナー、関連ファンドの動向について情報収集・分析を行う。既存報告書や文献レビューの他、オンラインインタビューを通じた情報収集を行う。

２）同分野に関連する国際会合（2026年5月のWHO総会や2026年9月のパンデミック予防・備え・対応（PPPR）に係る国連ハイレベル会合、2026年6月ナイジェリアで開催されるアフリカ薬剤耐性（AMR）大臣会合等）での国際動向を調査・把握する。

３）アフリカ CDC および国立健康危機管理研究機構（JIHS）との協議を行い、両者の関心をふまえて協働活動（合同セミナー・ワークショップ等）の試行的実施を支援する。

### （２）アフリカにおける医薬品（治療薬、診断薬、ワクチン等）に係る研究開発・臨床試験拠点および臨床試験ネットワークに関する情報収集・分析

１）重点対象国における臨床試験実施機関およびアフリカ域内の同ネットワークにおける現状と課題について情報収集を行う。

---

<sup>4</sup> アフリカにおける健康危機対応に関する調査の情報収集・分析方法、調査項目案についてプロポーザルにて提案すること。

2) 現地調査を通じ、当該国の臨床試験実施機関における現状と課題について情報収集・分析を行う。

(3) 医薬品規制・認証、域内製造に係るアフリカ各国の状況、地域機関、開発パートナーの動向に関する調査

1) 医薬品規制の能力強化、調和化等について、これまでアフリカ連合開発庁 (AUDA-NEPAD) の AMRH (African Medicines Regulatory Harmonization) イニシアティブが担っていた業務が、2025 年に正式発足した AU 傘下の新組織・アフリカ医薬品庁 (AMA) に引き継がれているところ、AMA の現状および課題について情報収集を行う。

2) 重点対象国の医薬品規制当局ならびに医薬品の質検査機関、域内製造拠点の現状及び課題について、文献レビューを通じた情報収集を行う。

3) 現地調査において、当該国の医薬品規制当局ならびに医薬品の質検査機関、医薬品製造拠点における現状と課題について情報収集・分析を行う。

4) アフリカ地域の優先医薬品等に関する域内の需給状況、アクセスの現状と課題について文献レビューを通じた情報収集を行う。

5) 現地製造強化に向けた地域機関および開発パートナー (世銀・IFC が計画中的のアフリカにおける医薬品域内製造含む医薬品アクセス改善に向けた新たなイニシアティブを含む) の動きに係る情報収集を行い、協働の可能性を検討する。

(4) 日本・アフリカ企業の保健医療分野投資状況・課題に係る情報収集・分析、保健投資促進策・連携推進体制の現況・課題に係る情報収集・分析、保健投資促進・連携推進体制構築に係る試行的活動の実施

1) 日本・アフリカ企業の保健医療分野投資状況・課題に係る情報収集・分析を行う。あわせて、保健投資促進策・連携推進体制の現況・課題に係る情報収集・分析を行う。その際、JICA 内の他部署 (民間連携事業部、経済開発部、アフリカ部) が実施中のイニシアティブ (JICA Biz<sup>5</sup>、IDEA<sup>6</sup>、NINJA<sup>7</sup> (ナイジェリアにおけるスタートアップエコシステム支援の民間資金動員型無償資金協力 (LEAF) 含む)、Home Grown Solutions<sup>8</sup>等) や、他省庁・政府機関 (JETRO、JIHS) 等による既存・検討中の保健投

<sup>5</sup> [中小企業・SDGs ビジネス支援事業 \(JICA Biz\) について | 事業について - JICA](#)

<sup>6</sup> [SDGs 達成に向けたアフリカにおけるインパクト投資促進-JICA](#)

<sup>7</sup> [Project NINJA | 事業について - JICA](#)

<sup>8</sup> [Home Grown Solutions \(HGS\) Accelerator for Pandemic Resilience in Africa | AUDA-NEPAD](#)

資促進施策についても情報収集を行い、相乗効果が図れるように留意する。特に、上記イニシアティブを通じて JICA が支援した現地企業については、活動状況、日本企業との連携可能性についても情報収集・分析を行う。

2) 上記 1) の分析結果を踏まえ、日本・アフリカ企業による投資・連携推進体制の構築に係る試行的活動を行う（連携セミナーやワークショップの実施）。試行結果を踏まえ、今後強化すべき投資促進策・連携推進体制に関して提言に取りまとめる。

#### (5) 現地調査<sup>9</sup>

上記調査項目に関連し、現地調査対象国・調査概要を以下のとおり想定している。

##### 1) ガーナ

- ・ Ghana National Vaccine Institute およびワクチン生産企業による国内ワクチン生産に向けた動きの現状と課題の分析

- ・ 野口記念医学研究所（野口研）における医薬品研究開発、臨床試験実施に係る現状・課題<sup>10</sup>と日本の関係ステークホルダー（例：グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）、民間製薬企業等）のニーズの分析とマッチング

- ・ 医薬品規制当局（FDA）および医薬品の質検査実施機関の現状・課題の調査

- ・ 医薬品・医療製品製造拠点やヘルステック、ディストリビューターを含む医薬品関連民間企業の現状に関する調査

##### 2) ケニア

- ・ 2025 年に設立された Kenya National Public Health Institute (NPHI) の健康危機対応における役割と現状の調査

- ・ ケニア中央医学研究所（KEMRI）における臨床試験の実施状況および課題

- ・ 感染症研究の拠点となるバイオセーフティレベル 3 (BSL3) のラボに関し、共同研究を可能とするオープンラボ（共同ラボ）の構想があるが、他国・他機関での優良事例や民間企業のニーズなどの調査

- ・ 医薬品規制当局（PPB）および医薬品の質検査実施機関の現状・課題の調査

- ・ 医薬品・医療製品製造拠点やヘルステック、ディストリビューターを含む医薬品関連民間企業の現状に関する調査

<sup>9</sup> 現地調査に係る具体的な調査内容・項目案について、プロポーザルにて提案すること。

<sup>10</sup> 野口研における基礎研究の現状と課題については、別途ガーナ事務所にて野口研を対象とした基礎情報収集・確認調査を実施するため、調査内容の重複がないよう現地調査前に調整する。

### 3) セネガル

- ・ダカールパスツール研究所（IPD）における臨床試験および医薬品生産（B型肝炎、高血圧、糖尿病の治療薬や予防薬を含む）の現状および課題（IPDを対象とするWHOによる mRNA technology transfer hub の取組の現状含む）
- ・医薬品規制当局（ARP）および医薬品の質検査実施機関の現状調査
- ・医薬品・医療製品製造拠点やヘルステック、ディストリビューターを含む医薬品関連民間企業の現状に関する調査
- ・世銀による医薬品セクターの国家プロファイル（PNSP）の分析
- ・医薬品のガバナンス（医薬品の欠品の原因と根本的な解決策、偽薬の流通とその対応）についての情報収集
- ・医薬品製剤機械技師の養成を支援している GIZ 等、他開発パートナー動向の把握

#### （6）調査をふまえた今後の協力・共創可能性に係る提言取りまとめ

上記調査をふまえて、JICA の今後の協力および関係者との共創の可能性について提言に取りまとめる。

なお、報告書案・提言案が出来た段階で、機構内で勉強会を開催する。勉強会には、人間開発部の他、JICA 内関係部署からの参加を予定する。（対面とオンラインのハイブリッドを想定し、40-50 名程度の参加者を想定。）

### 第5条 報告書等

契約期間中の業務に関し、コンサルタント業務従事月報を作成し、毎月監督職員に提出する。

また、契約期間の中間時点で業務進捗報告書に取りまとめ、収集・作成データと共に JICA 人間開発部へ提出する。

本業務完了時には、目次案に沿ってファイナルレポートを作成し、JICA 人間開発部に提出、報告をする。なお、ファイナルレポートを本業務の最終成果品とする。受注者は報告書の内容、分析結果の記載内容等については、当機構と事前に十分協議・確認すること。

報告書名	提出時期	提出形式
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	電子データ（和）
ワークプラン	契約締結後 15 営業日以内	電子データ（英）

現地調査結果報告書 (各国)	現地調査終了後 1 か月以内ま たは 2027 年 2 月 26 日まで	電子データ (和)
業務進捗報告書	2026 年 10 月末日まで	電子データ (和)
ファイナルレポート	2027 年 2 月 26 日まで	電子データ (和・英) CD-R (和・英まとめて格納) 1 部

※必要に応じ、現地調査でのインタビュー等において本調査について説明する調査概要資料（ワードまたはパワーポイントで数頁程度、和・英）は別途作成することとする。

※なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

別紙：報告書目次案

#### 第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 別紙

### ファイナルレポート目次案

注) 本目次案は発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、国内・現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、決定する。

#### 第1章 調査の概要

- 1-1 調査の背景
- 1-2 調査の概要
- 1-3 調査の目的
- 1-4 調査の実施方針
- 1-5 調査団構成と調査行程

#### 第2章 アフリカにおける健康危機対応、医薬品研究開発・臨床試験、医薬品規制・認証、域内製造に係る現状調査・分析結果

- 2-1 アフリカにおける健康危機対応
  - 2-1-1 地域・国際機関および開発パートナー、関連ファンドの動向
  - 2-1-2 国際会合の動向
  - 2-1-3 アフリカ CDC との協働に関する試行的活動結果
- 2-2 医薬品研究開発・臨床試験
  - 2-2-1 医薬品研究開発における現状と課題、地域機関・パートナー動向
  - 2-2-2 臨床試験実施機関およびアフリカ域内ネットワークにおける現状と課題
- 2-3 医薬品規制・認証
  - 2-3-1 医薬品規制・認証における地域機関（AMA）の現状と課題
  - 2-3-2 医薬品規制当局ならびに質検査機関、域内製造拠点の現状及び課題
- 2-4 優先医薬品等に関する域内の需給状況、アクセスの現状と課題
- 2-5 医薬品現地製造強化に向けた現状と課題、地域機関・パートナー動向

#### 第3章 現地調査結果

- 3-1 ケニア
- 3-2 ガーナ
- 3-3 セネガル

#### 第4章 日本・アフリカ企業の保健医療分野投資状況・課題、保健投資促進策・連携推進体制の現況・課題に係る情報収集・分析結果

- 4-1 日本・アフリカ企業の保健医療分野投資状況・課題
- 4-2 保健投資促進策・連携推進体制の現況・課題
- 4-3 投資・連携推進体制の構築に係る試行活動結果

#### 第5章 提言

- 5-1 JICA の今後の協力可能性に係る提言
- 5-2 関係者との共創の可能性に係る提言

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	現地リソースの活用方法	第3条 実施方針及び留意事項 (3)
2	アフリカにおける健康危機対応に関する調査の情報収集・分析方法、調査項目案	第4条 調査の内容 (1)
3	現地調査に係る具体的な調査内容・項目(案)	第4条 調査の内容 (5)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：保健医療分野の各種調査業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

▶ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：アフリカ地域および全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年4月～2027年2月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約13.80人月

業務従事者構成の検討にあたっては、公衆衛生・健康危機対応、官民連携・投資促進の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 延べ9回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 公開資料等

1) 公開資料

- 「全世界 ワクチン等医薬品の研究開発・生産基盤整備促進のための情報収集・確認調査ファイナルレポート」

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000052405>

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇄*語）	無

3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

#### （5）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### （1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**73,750,000円(税抜)**

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### (3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### (4) 定額計上について(該当する□にチェック)

■ 本案件は定額計上があります(10,000,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	アフリカ CDC との協働に係る試行的活動	「第 2 章 特記仕様書案第 4 条業務の内容（1）」	5,000,000 円	会場費、旅費・謝金、資料印刷費等	一般業務費（セミナー等実施関連費）
2	日本・アフリカ企業による保健投資促進・連携推進体制の構築に係る試行的活動	「第 2 章 特記仕様書案第 4 条業務の内容（4）」	5,000,000 円	会場費、旅費・謝金、資料印刷費等	一般業務費（セミナー等実施関連費）

#### （5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

#### （6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

#### （7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)